



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1314	池の前土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	1
1315	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
1316	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	2
1317	公共測量の実施	(技術調査課).....	2
1318	〃	(〃).....	2
1319	〃	(〃).....	3
1320	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 訓令

*23	職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令	(監察査察課).....	3
-----	-----------------------	--------------	---

○ 公告

	漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告	(資源管理課).....	4
--	--------------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第1314号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成30年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1
監事	福田茂博	和歌山市北野543番地 101
監事	宮井伸幸	岩出市山178番地

2 就任した役員(平成30年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1

監事 福田茂博 和歌山市北野543番地 101
 監事 宮井伸幸 岩出市山178番地

和歌山県告示第1315号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1316号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	塚一本釣

和歌山県告示第1317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町西向地先から同町津荷地先まで

和歌山県告示第1318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近

畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年11月19日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神地先から東牟婁郡串本町田原地先まで

和歌山県告示第1319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年12月12日から平成31年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第1320号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3435	海南市日方字上芦原1013番1の一部、1013番2の一部、1013番24の一部、1014番2の一部、字下芦原1147番2の一部、1147番5の一部、1148番の一部、1149番1の一部、1149番2の一部、1150番1の一部、1150番2の一部、1151番1の一部、1151番2の一部、1151番3の一部、1151番4の一部、1151番5の一部、1151番6の一部、1151番7の一部、1151番8の一部、1151番9の一部、1151番10の一部、字井松原1157番の一部、1158番2の一部	海南市南赤坂11 海南市長 神出政巳	平成 30.12.7	6.00	25.00

訓 令

和歌山県訓令第23号

庁中一般
各地方機関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程(昭和42年和歌山県訓令第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置) 第1条 知事の事務部局に属する一般職の職員(以下「職員」という。)の表彰、分限、懲戒及び勤務成績の評価に関する事項、退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する事項並びに職員の失職の例外の適用に関する事項を審査するため、職員賞罰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務) 第2条 委員会は、和歌山県職員表彰規程(昭和41年和歌山県訓令第66号)に基づく表彰、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定による職員の分限処分及び懲戒処分並びに勤務成績の評価、職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分並びに職員の分限に関する条例(昭和27年和歌山県条例第1号)第10条第1項の規定による職員の失職の例外の適用について必要な審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。</p> <p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、監察査察課において処理する。ただし、和歌山県職員表彰規程に基づく表彰、地方公務員法の規定による職員の勤務成績の評価並びに職員の退職手当に関する条例第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分に係る事項については、人事課において処理する。</p>	<p>(設置) 第1条 知事の事務部局に属する一般職の職員(以下「職員」という。)の表彰、分限、懲戒及び勤務成績の評価に関する事項並びに退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する事項を審査するため、職員賞罰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務) 第2条 委員会は、和歌山県職員表彰規程(昭和41年和歌山県訓令第66号)に基づく表彰、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定による職員の分限処分及び懲戒処分並びに勤務成績の評価並びに職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第57号)第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分について必要な審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。</p> <p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、監察査察課において処理する。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

下記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。平成31年3月18日までに和歌山県農林水産部水産局資源管理課へ連絡がないときは、漁船法(昭和25年法律第178号)第18条第1項第3号の規定により、下記漁船の登録は失効する。

平成30年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

記

漁 船 登 録 番 号	船 名	所 有 者
WK1-81	第八大昌丸	奥村昌弘
WK1-178	第三妙成丸	三好正高
WK1-180	第三盛寿丸	有限会社盛寿漁業

WK2-2630	夏丸	金田紀彦
WK2-3736	第七伊勢丸	林静夫
WK2-5170	シーハンター	赤山今朝彦
WK3-11842	千穂丸	東田一弘
WK3-15282	宮本丸	宮本武雄
WK3-16339	第二大黒丸	東紀明
WK3-17505	正幸丸	奥地正平
WK3-18111	さい丸	雑賀栄智
WK3-18128	第3文丸	南地均
WK3-18503	丸聖丸	岡崎守
WK3-19844	零丸	瀬志一郎
WK3-19918	出口丸	出口和秀
WK3-20452	浜口丸	浜口廣男
WK3-20472	活魚丸	株式会社目良活魚
WK3-20521	第三龍王丸	有限会社黒潮水産
WK3-20731	こうじ丸	佐々木善久
WK3-21104	第二将漁丸	佐々木善久
WK3-21740	孝丸	田渕孝文
WK3-22708	大幸丸	西山喜惣次
WK3-22832	あさか丸	谷口淳志
WK3-22900	大成丸	濱岡安一
WK3-23528	脇入丸	浜口祐自
WK3-23877	第二秀丸	中潔
WK3-24120	美保丸	矢口忠
WK3-24127	ハピネス	荒井國廣
WK3-25018	芳丸	井上勉